

受講資格

受講記号	受講資格
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
⑥	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
⑧	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
⑫	作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規程する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者

必要書類

受講記号	添付書類	受講記号	添付書類
①	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	⑫	作業環境測定士登録証写し
②・③ ④・⑤	卒業証明書（※）	⑥・⑧ ⑨・⑩	不要
⑦	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証写し	⑪	

（※）卒業証明書に「建築学に関する学科」が明記されていない場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」を添付して下さい。

（※）卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」の提出を求めることがあります。

申込みについて（注意事項）

1. 受講対象者をご参照のうえ、申込書に必要事項を記入して下さい。

● 受講記号 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑫ の方

→ 後日お送りいたします「建築物石綿含有建材調査者申請書」に**実務の経験年数を証明する事業主証明印（公印）**を押印していただきます。

（※ 一人親方等で個人事業主（法人格がない個人事業主）の方は、お申込み前にお問い合わせ下さい。）

● 受講記号 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ の方

→ 後日お送りいたします「建築物石綿含有建材調査者申請書」に**実務の経験年数を証明する行政機関証明印（公印）**を押印していただきます。

2. 申込みの際は、**該当する書類（★）**を必ず申込書に添付して下さい。

★身分証明書

対象となる方：全員

<日本国籍の方が申込みする場合>

申込みの際は、受講される方の身分証明書の写しを添付して下さい。（Ⅰ～Ⅴいずれかの写し）

Ⅰ 自動車運転免許証

Ⅱ マイナンバーカード（表紙のみ）

Ⅲ 戸籍謄(抄)本

Ⅳ 健康保険資格確認書

Ⅴ 住民票記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

※ 修了証の氏名は、身分証明書の記載のとおりとなります。

※ 修了証に「旧姓を使用した氏名」の併記をご希望される方

⇒ 旧姓等が記載された「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ」のいずれかの写しも添付して下さい。

<外国人(外国籍を有する者)の方が申込みする場合>

申込みの際は、受講される方の身分証明書の写しを添付して下さい。(Ⅰ～Ⅱいずれかの写し)

また、「日本語の理解力(読み書きできる能力)」を確認させていただきますので、**日本語の理解力確認書(別添1)**又は**日本語の理解力申告書(別添2)**を添付して下さい。

Ⅰ 在留カード

Ⅱ 特別永住者証明書

※ 修了証の氏名は、在留カード又は特別永住者証明書の記載のとおりとなります。

※ 修了証に「通称」の併記をご希望される方

⇒ 通称が記載された「住民票記載事項証明書(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)」の写しも添付して下さい。

★受講資格に必要な書類

対象となる方：受講記号 ①・②・③・④
⑤・⑦・⑫

・受講記号①の方

⇒ 石綿作業主任者技能講習修了証の写し

(原本につきましては、講習日に呈示させていただきます。)

・受講記号②、③、④、⑤の方

⇒ 卒業証明書の写し

(原本につきましては、受講料お支払い後、当支部へ郵送していただきます。)

・受講記号⑦の方

⇒ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し

(原本につきましては、講習日に呈示させていただきます。)

・受講記号⑫の方

⇒ 作業環境測定士登録証の写し

(原本につきましては、講習日に呈示させていただきます。)

受講料等のお支払い

当支部よりお支払い依頼の連絡後、**7日以内**に、下記の方法（銀行振込・窓口）で
お支払いして下さい。（請求書は発行していません）

銀行振込

（振込先）

みずほ銀行 京橋支店

普通 1322393

建設業労働災害防止協会 東京支部

※ 振込み手数料は、ご負担下さい。

窓口

東京支部へ直接お越し下さい。

（受付時間） 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午前12時

午後1時～午後4時30分

※ 現金でのお支払いとなります。

クレジットカード等のご利用できません。

書類の事前提出

下記3点 (A・B・C) を同封の「レターパックライト」にて当支部まで返送して下さい。
(講習開催日の1週間前までに)

A 建築物石綿含有建材調査者講習申請書

「建築物石綿含有建材調査者講習申請書」に、氏名等をご記入のうえ、写真を貼付けて下さい。
また、受講資格に該当する実務経験年数等を証明する公印を押印して下さい。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 受講記号①の方 | → 記入作成のみで、公印は不要です |
| 受講記号②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑫の方 | → 実務経験を証明する事業主証明印（公印） |
| 受講記号⑧、⑨、⑩、⑪の方 | → 実務経験を証明する行政機関証明印（公印） |

B 受講資格に必要な書類

申込みの際に添付した「受講資格に必要な書類」の原本については、下記のとおりです。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 受講記号①、⑦の方 | → 不要（修了証の原本を講習日当日に持参し、呈示する。） |
| 受講記号②、③、④、⑤の方 | → 卒業証明書の原本を同封する。 |
| 受講記号⑥、⑧、⑨、⑩、⑪の方 | → 不要 |

C 封筒

修了考査の結果をお知らせする封筒となります。

合格 ⇒ 修了証明書 不合格 ⇒ 受講証明書

講習日当日（修了考査）

- 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。

※ 受講資格一覧表の受講記号①（石綿作業主任者技能講習修了者）でお申し込みの方は、本来、「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除されますが、東京支部といたしましては、事前調査を実施するためにとっても重要な科目内容と認識しておりますので、受講記号①でお申し込みの方であっても、全講習科目受講していただき、かつ、修了考査も全講習科目からの出題範囲となります。

- 修了考査の方法につきましては、筆記試験（マークシート形式）となります。
試験時間は、90分間となります。
出題問題数は、40問です。

- 修了考査の合格ラインにつきましては、①と②の2つの条件が必要となります。

- ① 筆記試験において、100点満点中、60点以上の得点であること。
- ② 講習科目1～講習科目5の5つの分野から出題され、各分野の正解率が「40%以上」の得点であること。

★ 修了証明書の交付について

修了考査に合格した方には、「修了証明書」を講習会終了後、概ね1週間以内に「簡易書留」郵便にて郵送いたします。

修了考査に不合格となった方には、「受講証明書」を郵送いたします。

修了考査（再受験）

- 修了考査に不合格となった方は、受講証明書の有効期限内であれば、修了考査を再受験することができます。ただし、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。

（他支部、他機関発行の「受講証明書」では、受講することができません。）

日程（修了考査日）、申込方法等につきましては、当支部へご連絡下さい。

修了考査再受験料：6,600円（税込）

※ 受講証明書の有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。

（例1）4月～12月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和2年4月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

（例2）1月～3月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和3年1月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

※ 受講証明書を「紛失」した場合は、再交付（有料）の手続きをして下さい。

「氏名変更」した場合は、書換（有料）の手続きをして下さい